# 堂島法律事務所 DOJIMA LAW OFFICE

# News Letter

Vol.25

2023.06.15

#### 本号の掲載記事

- 入所のご挨拶「震災関連事件について」
- トピック労働法 「中小企業に対する月 60 時間超時間外労働手当割増率の引き上げと、残業代請求事件の典型論点のおさらい」

弁護士 安田健一

弁護士 三村義幸

- トピック金融法務 「令和5年金商法等改正法案の概要」
- ▶ピック新法・新制度「電気通信事業法の改正」

弁護士 田邉愛

弁護士 松尾洋輔

# 入所のご挨拶

#### 震災関連事件について

## 弁護士 三村義幸

- 1 本年4月、堂島法律事務所東京事務所に入所しました、三村義幸と申します。
  - この場をお借りして、皆様にご挨拶と自己紹介を申し上げたいと思います。
- 2 私は、平成6年4月に福岡地方裁判所判事補として任官し、令和5年3月に東京高等裁判所判事として退官するまでの29年間、裁判官として、民事・刑事・倒産・家事・少年・簡裁の職務(うち2年間は預金保険機構に出向して破綻金融機関の処理等に関与)に従事してきました。この間、被災地において、裁判官として心に残る経験をしましたので、それをご紹介させて頂き、自己紹介に代えさせて頂ければと思います。これまでのNews Letterとは趣きが異なるかと思いますが、ご一読頂ければとても有り難く思います。
- 3 東日本大震災は、平成23年(2011年)3月11日午後2 時46分に発生しました。当時、私は、埼玉県和光市にある 裁判所職員総合研修所の教官室で被災の状況をテレビで見 て、呆然としていました。翌24年(2012年)4月、仙台 家庭裁判所に上席裁判官(所長代行)として着任しました。 仙台の街は、とても平穏でした。福島第一原子力発電所事 故(その後、東京高等裁判所で避難住民の訴訟を担当する

とは想像もしていませんでした。)による放射能等の影響はまだ判然としていませんでしたが、目に見える杜の都の街並みや人の行き交いは、とても穏やかでした。街路樹の緑が鮮やかでした。その時は、これならば通常の執務が出来そうだと思いました。

4 仙台は、地方裁判所では、事件が激減していました(そのような時期に民事訴訟を提起する当事者は多くなく、捜査機関も犯罪捜査に十分な人員を充てられないのかどうか、刑事事件も多くありませんでした。)。でも、家庭裁判所では、事件が激増していました。それは、亡くなられて相続人も不明な方の相続財産管理事件、行方が分からない方の不在者財産管理事件、そして、両親を亡くして震災孤児と呼ばれた子らの未成年後見事件が急増していたからでした。

このほかにも、非監護親が監護親に対して別れて暮らしている子との面会を求める面会交流事件も急増していました。これは、震災を機に、しばらく会っていなかった子との交流を取り戻したいという思いからのようでした。もしかしたら、当時よく使われていた「絆」というものを、離れて暮らす子との間で再確認したかったのかも知れません(他方、監護親の中には、これまで子を顧みなかったのに、一番大変なこの時期に、今更、子に会わせろと言われても…などと

いう反応もありました。)。

- 5 相続財産管理事件及び不在者財産管理事件は、当事者が 亡くなっておられるか、本当に行方知れずになっておられる のかを慎重に認定したうえ、今後長期間にわたって財産を 適切に管理してくれる人物を定めなければなりません。その ため、通常は、選任までに半年以上の期間を要していました。 しかし、被災地では、それまでのように、半年以上かかりま すが…などとは言っておれません。復興局と連携して、迅 速な対応を過誤なく行うことが求められ、職員とともに苦 心しました。申立書に不在者あるいは被相続人として記載 された方々は、どのような思いであの瞬間を迎えられたの かと思うと、同じように無念な思いに襲われたりもしました。
- 6 話は逸れますが、家庭裁判所は、地方裁判所や高等裁判所と異なり、一般に、本人申立てが半数以上に上ります。 仙台家庭裁判所もそうでしたが、その当時の仙台では、来 庁される当事者等の方々は、多かれ少なかれ何らかの被災をされていました。そのせいかどうか、時には、窓口で穏やかではない態度を示されることもありました。ただ、それに対応する職員もまた、多かれ少なかれ被災した立場にいました(ちなみに、私の担当であった書記官は、ご両親を津波で亡くされていました。)。職員は、自分も被災しているのに…との思いを抱きながら、心を鎮めて対応していました。
- 7 仙台家庭裁判所で、とりわけ慎重に対応したのが、震災孤児の未成年後見事件でした。震災1年目は、孤児たちの日々の生活の確保と後見人の選任が主たるものでしたので、翌年からが後見事件の本格的な始動でした。未成年後見事件は、後見人が未成年の身上監護と財産管理を担い、家庭裁判所が後見人を監督するというもので、震災孤児の事案では、後見人には、震災孤児たちにとって一番近しい親族が選任されていました。
- 8 震災孤児の身上監護ですが、孤児たちの中には、両親が 亡くなったことを知らされている子もいれば、親族後見人 等の希望により、両親は行方不明とだけ知らされている子 もいました。当然のことながら、どの子にとっても、心情の 安定が一番の課題でした。そのため、裁判所では、児童心 理等に精通した家庭裁判所調査官が、きめ細やかに震災孤 児たちのもとを訪れ、親族後見人と連携して、心情の安定 に寄与するよう努めていました。親族後見人の殆どは裁判 所に協力的でしたが、中には、必ずしもそうではない方も おられました。日々、神経をすり減らしながら孤児の養育に 一生懸命努めているのに、更に裁判所に監督されることに 複雑な思いを抱かれたのではないかと思われます。そんな

親族後見人には、家庭裁判所調査官ではなく、裁判官が直接お会いして親身にお話を伺い、理解を得るように努めました。孤児本人はもちろん、家庭裁判所調査官にも話すことの出来ない思いを、とつとつと語られる姿は胸を打つものがありました。

9 ある震災孤児は、偶然、新聞で自分の両親が亡くなっていることを知りました。その子は、それまでは親族後見人やその家族に必ずしも馴染んでくれてなかったそうなのですが、そのときを期に、自分から親族後見人らとの距離を縮めてくれるようになったようでした。子供なりに両親の死を受け止め、親族後見人のもとで頑張って生きていこうと心に決めたのかも知れません。

また、ある震災孤児は、親族後見人らが決断して、親族 後見人らから、両親は行方不明ではなく既に死亡している ことを告げられるということがありました。ある夜、親族 後見人や身内らが子を取り囲み、両親はもう亡くなってい て、お星さまになって見守ってくれていることをゆっくりと 話したところ、子は、嗚咽するような声をあげて、ずっと泣 き続けたとのことでした。親族後見人らは、大丈夫だから、 大丈夫だからと言いながら、震えるその背中をずっとさすり 続けたそうです。夜空のお星さまは、その夜、この世に残 したわが子をどのような思いで見守っていたのかと思うと、 胸が詰まる思いでした。

- 10 震災孤児の財産管理もまた、その監督が困難なときがありました。震災孤児の中には、両親の死亡による多額の保険金のほか、公的基金や義援金などが支払われるなどしたため、多額の金融資産を有している子も稀ではありませんでした。他方で、親族後見人の中には、現実として、震災により経済的に芳しい状況にない方もおられました。そのため、裁判所による適切な監督が他の事案以上に求められ、ときには、裁判所が職権で金融機関に震災孤児の預金を照会することもありました。照会の決定をする際には、複雑な思いもしました。
- 11 そのような中、ある震災孤児について、親族後見人が、 震災孤児の預金を着服し、自分の負債等の返済に充てたり 遊興で費消したりしていたことが発覚したことがありました。 その親族後見人は、発覚後、行方不明になってしまいました。 万が一のことも危惧されたため、捜査機関による捜索も実 施され、ようやくひなびた温泉宿で親族後見人を確保する ことができました。ただ、当然のことながら、失われた震 災孤児の財産が戻ってくることはなく、親族後見人は、生涯、 自ら招いた重荷を背負っていくこととなりました。

震災孤児も、親族後見人も、皆、東日本大震災で人生の 歯車が狂ってしまったというほかありません。 12 裁判官は退官後も守秘義務がありますので、抽象的なお話しか出来ないうえ、仙台を離任して10年以上も経過しており、もっぱら記憶に頼るほかありませんので、上記の話には、不確かであったり記憶違いの箇所も多々あるかと思います。その点、ご容赦頂ければ幸いです。

私は、その後、東京高等裁判所に異動し、大企業や国を 当事者とする大型事件を含め、ほぼ全分野の民事事件を 担当しましたが、その一方で、かつて、震災後の東北の地で、ときに涙に埋もれそうになりながら職務に当たっていた 日々のあったことも、少し知って頂ければ有り難く思います。

13 今後は、弁護士として、これまでの裁判官の視点も大事にしながら皆様のお役に立ちたいと思っております。今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。

# トピック 労働法

中小企業に対する月60時間超時間外労働手当割増率の引き上げと、 残業代請求事件の典型論点のおさらい



#### 弁護士 安田 健一

2023年4月1日より、中小企業における、月60時間 超の時間外労働に対する割増賃金率が25パーセントから50 パーセントに引き上げられました。この割増率は、大企業については2010年4月から適用されていた一方、以下の基準 を満たす中小企業は適用外とされていたのですが、いわゆる働き方改革関連法によって中小企業にも適用されるようになりました。2023年4月1日以降に実施された労働が対象になります。

※以下①②のいずれかを満たすと中小企業と扱われる

業種	①資本金の額また は出資の総額	②常時使用する労 働者数
小売業	5,000万円以下	50 人以下
サービス業	5,000万円以下	100 人以下
卸売業	1億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

割増率の引き上げは、長時間労働の是正が目的とされています。事業者の立場からは、一定の残業を指示せざるを得ない局面はどうしても出てくることと思いますが、今回の施行をよい機会と捉え、従業員の心身の健康維持のためにも、従業員にとって魅力のある職場環境を維持するためにも、残業代の抑制(すなわち、残業が生じてしまう原因の追求と業務内容・業務フローの改善、そして改善結果のモニタリング)に取り組んで頂ければ幸いです。

あわせて、紙面に限りはありますが、残業代請求事件で弁 護士が日々直面する典型的な論点もご紹介します。自社の状 況について、今一度見直して頂ければと存じます。

#### (1) 固定残業代

多くの会社が、様々な名称の手当として固定残業代制度を 導入しています。固定残業代の有効性について争われる事件 は数多くありますが、最も重要な最低限の要素として、「固定 残業代が別の賃金と区別されている」必要があります。この 要素すら満たされていないと、従業員の側で、「何時間残業 すれば、固定残業代以上の残業代が支払われるのか」を認識 できないためです。残念ながら、中小企業からのご相談では、 現行の制度がこの条件を満たせていない例や、代表者が固定 残業代の趣旨を誤解している例もあります。固定残業代はそ もそも①実際に計算した残業代が固定残業代未満でも、固定 残業代分は必ず支払う②実際に計算した残業代が固定残業代 を超えるなら、固定残業代に加えて超過分を支払うという制 度であって、会社が支払う残業代は導入前と比べると同じ、 又は増えるものであるのに、固定残業代さえ払えばそれ以上 残業代を支払う必要がないと勘違いしているケースです。総 じて、会社が社会保険労務士や弁護士に相談せず、「代表者 が独自に考えた賃金システム」を使っている場合、紛争にな ると思ってもみなかった扱いをされることが多いです。極端 な例では、会社が固定残業代のつもりで支払っていた多額の 手当が残業代として認められず、むしろ残業代計算の基礎に 加えられてしまうことすらあります。

#### (2) 管理監督者

労働基準法 41 条 2 号の管理監督者は、労働時間等に関する規定が適用されず、その結果法定の残業代の支給対象から外れます(なお、管理監督者でも深夜勤務に対する手当は必要です)。行政通達<sup>1</sup>が「一般的には、部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり」と述べているように、法が想定している管理監督者は組織内で相当に上位の従業員なのですが、実際に

は、社内のかなりの割合の従業員を管理監督者として取り扱っている企業もあります。そのような従業員が、管理職待遇を受けている者として雇用期間中は異議を唱えていなかったとしても、退職後に残業代の支払いを求めて会社を訴えてくる、というケースも存在します。基本給が相当高額になっている分、請求される残業代の金額も大きくなりがちです。管理監督者性を判断する主な要素は、一般的に①経営者と一体的な立場といえるほどの権限があるか②自分の勤務日・勤務時間について裁量があるか③管理監督者といえる十分な待遇を受けているか、の3点であると一般的に言われていますが、実際の所、これらを明確に満たす従業員は各会社でも相当少ないと思われます。中小企業においても、管理監督者扱いという手法には極力頼らずに、残業代の抑制手法を検討してもらえればと思います。

#### (3) 残業代の計算基礎となる賃金

労働基準法 37 条 5 項及び労働基準法施行規則 21 条は、 残業代の計算基礎に含まれない手当を以下のとおり列挙して います。

# トピック 金融法務

令和5年金商法等改正法案の概要

- ①家族手当
- ②通勤手当
- ③別居手当
- ④子女教育手当
- ⑤住宅手当
- ⑥臨時に支払われた賃金
- ⑦一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

このように、法律の建付けは除外される手当を限定列挙していますので、これら以外の手当は残業代の計算基礎に含まれることになります。また、基本給だけでなく歩合給も(1時間あたりの単価計算方法が基本給と異なりますが)残業代の計算基礎に含まれます。この点も、会社が専門家のサポートを受けずに独自に計算をしている場合、誤りやすいポイントですので注意してください。

(注)

1 昭和63年3月14日基発150号





2023 (令和 5) 年 3 月 14 日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」と「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」が第 211 回国会に提出されました。これらの法律案は、金融審議会市場制度ワーキング・グループ、ディスクロージャーワーキング・グループ、顧客本位タスクフォース等で検討された提言を実現するものとされています。

改正の具体的な内容としては、①顧客本位の業務運営・金融リテラシー、②企業開示、③その他のデジタル化の進展に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策に大別されています。本稿では、①と②を中心に当該改正の内容についてご紹介します。

# 1. 顧客本位の業務運営・金融リテラシーに係る改正

現状、日本においては、つみたて NISA の口座数の増加等、 家計における資産形成への取組みには一定の進捗が見られる ものの、日本の家計金融資産のほぼ半分を引き続き現金・預 金が占める状況にあると指摘されています。顧客本位タスクフォース中間報告書では、この状況を改善し、家計の安定的な資産形成を実現していくため、経済や企業の成長の果実が家計に分配される「資金の好循環」の実現に向けた利用者の利便性向上及び保護に向けた取り組みを進める必要があるとされていました。

そこで、本法案において以下の取組み (表 1 参照 ) が実施 されることとなりました。

#### ○最善利益義務

現行金商法は、第36条1項及び第66条の7において、誠実公平義務を規定し、金融商品取引業者及び金融商品仲介業者は顧客に対して、誠実かつ公正にその業務を遂行する義務を負っています。また、金融庁は、2017(平成29)年3月30日、「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定したものの、当該原則を採択していない金融事業者も多く存在するとの問題意識が提起されていました。

そこで、本改正により、「金融サービスの提供等に係る業務を負う者」に対し、横断的に、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対し、誠実かつ公平に義務を遂行すべきであ

#### 表 1

改正事項	概要
最善利益義務	○顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の 義務を、金融事業者や企業年金等関係者に対して横断的に規定(最善利益義務の横断的制定) ○上記に伴い個別の業法における同趣旨の規定を削除
説明義務/情報提供	○金融商品取引業者等の契約締結前交付書面の交付義務を、顧客属性に照らして、その顧客に 理解されるために必要な方法及び程度により、説明を行わなければならない、情報提供義務に改める。 ○金融商品取引業者等の契約締結時交付書面、最良執行方針等、運用報告書等書面を原則としていた規定について、デジタルを含む情報提供に改める。
金融リテラシーの向上/資産形成	○資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するための「基本方針」を策定 ○「金融経済教育推進機構」の創設 ○資産形成支援のための国と地方公共団体・事業者の協力・連携

る旨の義務が規定されることとなりました。

#### 〇説明義務/情報提供義務

現行金商法は、第37条の3第1項、第37条の4第1 項等により、金融商品取引業者等に契約締結前交付書面、契 約締結時交付書面及び取引残高報告書等の書面交付義務を 課しています。また、これらの交付にあたっては、業府令第 117条第1項第1号において、実質的な説明を行う義務が 規定されています。

本改正においては、投資家保護を図りつつ、デジタル技術を活用するために、書面とデジタルのどちらでも情報提供を可能とするよう見直しがなされました。また、金融商品取引業者等が顧客に情報提供を行うにあたっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならないことが規定されました。当該説明義務については、判例等により従前から求められていたものですが、電磁的方法での提供が可能となったことから、より各顧客の属性に沿った丁寧な説明が求められることが想定されます。

なお、情報提供に際しては、顧客がその必要に応じて書面 を求めることができる規定も整備されることが予定されてい ます。

#### ○金融リテラシーの向上

従来より、政府、金融広報中央委員会、金融関係団体、学校、職場等において、ライフプランに応じた資産形成の啓発や教材の作成等、金融経済教育に関する取り組みが実施されているものの、「金融教育を受けた」と認識している人の割合は7.9%に留まり、改善の余地が大きい状況であると指摘されています。また、近年では、投資詐欺などの被害事案が引き続き散見されるほか、SNSを通じた投資勧誘トラブルも発生していると指摘されています。

そこで、本改正においては、金融リテラシーの向上に向け、 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合 的な推進に関する基本的な方針を策定しなければならないも のとされています。また、金融経済教育の提供、国民が金融 経済教育を容易に受けられるよう、必要な情報の収集、整理 及び提供、金融教育を担う人材の養成及び資質の向上に係る 支援、金融経済教育の推進に関する調査研究を行う事業を業 務とする金融経済推進機構を創設することとされています。

これに加え、地方公共団体にも施策を講じる努力義務が課せられたほか、事業者に対して、国、地方公共団体、金融経済教育推進機構の取り組みに協力する努力義務を課すことが規定されています。

#### 2. 企業開示制度の見直し

2022 (令和 4) 年 6 月 13 日に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、四半期決算短信への一本化に関する課題や被財務情報の開示の充実の必要性について議論が行われてきました。

本改正では、当該議論及び提言を受けて、企業開示の在り方を見直すこととされました。

そこで、本法案において以下の取り組み (表 2 参照 ) が実施されることとなりました。

#### 表 2

改正事項	概要
四半期開示の見直し	〇金商法上の四半期報告書制度を 廃止(取引所規則に基づく四半期 決算短信に一本化) 〇サスティナビリティ情報の開示の 充実を図る
公衆縦覧期間の見直し	〇半期報告書、臨時報告書の公衆 縦覧期間を5年間(課徴金の除斥 期間と同様の期間)に延長

#### 〇四半期開示の見直し

企業経営や投資家の投資判断においてサスティナビリティを 重視する動きがみられる中、企業開示において、中長期的な 企業価値に関連する非財務情報の重要性が増大していると指 摘されていることや、金融商品取引法に基づく四半期報告書 と取引所規則に基づく四半期決算短信には重複が見られ、コ スト削減や効率化の観点から見直しが必要との指摘がされて いました。

これらを受けて、本改正では、図1のとおり、上場企業の第1・第3四半期については、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化されることとなりました。見直し後の半期報告書については、現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容が求められ、監査人によるレビューが行われること、提出期限は決算後45日以内とされており、開示内容として、人的資本を含むサスティナビリティ情報等の開示の充実が追加されたことを除いて、基本的に現行法と大きく変わらないものとなっております。

なお、当面は、四半期決算短信が一律義務づけとなりますが、 今後、適時開示の充実の状況等を見ながら任意化について継 続的に検討されることとなっています。また、虚偽記載に対 しては、取引所のエンフォースメントをより適切に実施するこ とで対応するものとされています。

#### ○公衆縦覧期間の見直し

本改正においては、半期報告書及び臨時報告書は、法令上の開示情報としての重要性が高まることから、公衆縦覧期間として、従来の3年間(半期報告書)及び1年間(臨時報告書)を5年間に伸長することとされました。なお、5年間は、課徴金の除斥期間と同様の期間となります。

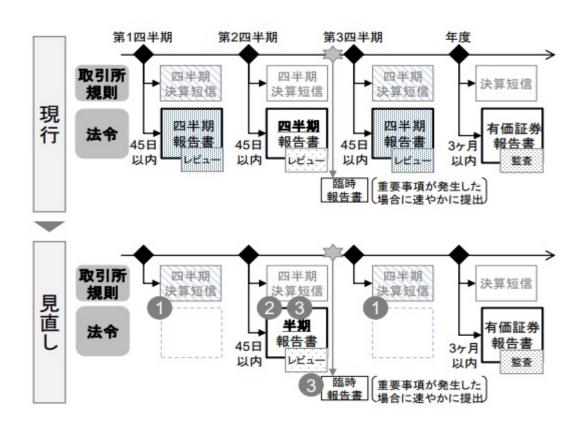
# 3. その他のデジタル化の進展に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

その他、デジタル化の進展等により、社会経済情勢が大き く変化している等も踏まえ、本法案において以下の取り組み (表3参照)が実施されることとなりました。

#### ○ソーシャルレンディング等に関する規定の整備

インターネットを用いてファンド形態で出資を募り、投資家から出資を企業等に貸し付ける仕組みである、ソーシャルレンディングについて、投資家への適切な情報提供や貸付先に対する適切な審査やモニタリング等に関する問題等、投資家保護上不適切な事例が報告されていました。また、主として有価証券に投資を行うファンドを運営する投資運用業者と異なり、企業等への貸し付けを行うソーシャルレンディングに関しては、図2のとおり、金商法上、投資家に対する忠実義務や善管注意義務が規定されておらず、運用報告書の交付につい

#### (図1)金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」2023年3月抜粋



改正事項	概要
ソーシャルレンディング等に関	○ソーシャルレンディング等の運用を行うファンドを販売する第二種金融商品取引業者に対して、 運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等を禁止 ○インターネットを用いてソーシャルレンディング等の運用を行うファンドの募集を行う場合につい て電子募集取扱業務と同様の規定を整備
不動産特定共同事業契約に関する規定の整備	<ul><li>○不動産特定共同事業契約に基づく権利のトークンについて第二項有価証券として金商法の規制 対象とする。</li></ul>
各種手続きのデジタル化	○金融商品取引業者等のウェブサイトにおいて営業所に掲示する標識と同内容の情報公表を義務付け ○審判手続きのデジタル化

図 2 金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料 | 2023年3月抜粋

## ソーシャルレンディング

インターネットを用いてファンド形態で出資を募り、投資家からの出資を企業等に貸し付ける仕組



現在は、運用報告書を交付する法令上のルールなし (注)ファンド業者が有価証券に投資する場合は、法令上のルールが存在

ても、自主規制で制定されているものの、法令では制定されていませんでした。また、電子募集取扱業務のうち、インターネットで申し込みが完結する電子申込型電子募集取扱業務においては、取扱有価証券に関する事前の適切な審査、審査結果の契約締結前交付書面への記載等は規定されているものの、ソーシャルレンディングに関しては、電子募集取扱業務に該当しないものとされていることから、これらの規定の適用もありませんでした。

そこで、本改正では、ソーシャルレンディング等の運用を行うファンドを販売する第二種金融商品取引業者に対して、運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等を禁止することで、運用報告書の交付を促す改正が行われました。また、ソーシャルレンディングについても、電子募集取扱業務と同様の情報提供についての規定が適用されることとなりました。

○不動産特定共同事業契約に関する規定の整備

現行法においては、図3のとおり、不動産特定共同事業契約に基づく権利は、金商法上の集団投資スキーム持分としての特徴を有するものの、不動産特定共同事業法の規制に基づき監督されているため、金商法の規制の対象とはなっていませんでした。

しかし、近年、不動産特定共同事業契約に基づく権利を分散台帳技術(ブロックチェーン)を活用してトークン化し、流通させようとする動きが見受けられることから、実効的な監督体制の整備が必要となっているところ、不動産特定共同事業法は、不動産事業に関する規制を想定しているため、現時点で、分散台帳技術やトークン化に伴うセカンダリー取引の円滑化を想定した規制が置かれていない状況でした。

そこで、本改正では、不動産特定共同事業契約に基づく権

#### 図3 金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料 | 2023年3月抜粋

### 不動産特定共同事業

#### 出資を募って不動産を売買・賃貸等し、収益を分配する仕組



不動産特定共同事業法による監督等が行われており、金融商品取引 法の規制は不適用

利のトークンについて、金融商品取引法の販売勧誘規制等を 適用することとされました。

#### ○各種手続きのデジタル化

インターネットの活用が進む中、2022(令和4)年6月7日付「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、政府全体で、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき取り組むこととされており、先行検討項目として、「掲示」のデジタル化が求められていました。

本改正では、これを受けて、金融商品取引業者等のウェブ サイトにおいて、営業所に掲示する標識と同内容の情報公表 を義務づける等、インターネットを利用する者の利便向上や保 護のための規定が整備されました。

また、民事訴訟手続きについて、国民がより利用しやすい ものとするため、2022(令和 4)年、手続きのデジタル化 を含む改正民事訴訟法が成立し、審判手続を所管する各省庁 においても、デジタル化に向けた取り組みが進められ、金融商品取引法上の課徴金納付命令に係る審判手続きにおいても、迅速化及び効率化のため、デジタル化に関する規定が整備されました。具体的には、①オンラインによる送達や申立て、②オンライン会議を利用した審問や意見陳述などの審判手続き、③事件記録の電子化に関する規定が整備されています。

#### 4. 今後の予定

本改正は、その主要部分が公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行することとされています(なお、四半期報告書の廃止は、2024(令和6)年4月1日の施行が予定されています。)。

また、本改正に伴って金融庁から、府令の改正案やパブリックコメントが公表されることが予想され、改正対応にあたっては、その内容も十分に確認する必要があります。

# トピック 新法・新制度

### 電気通信事業法の改正

# 弁護士 松尾 洋輔



#### 1. はじめに

2022 年 6 月 13 日に成立した改正電気通信事業法の施 行が 2023 年 6 月 16 日に迫っています。

今回の改正は、電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、①情報通信インフラの提供確保、②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保、③電気通信

市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備の3点を柱とするものですが、新たに導入されたいわゆる「外部送信規律」は、登録・届出の必要な電気通信事業者よりも広い範囲の事業者を対象とする点で実務へのインパクトが大きいといえます。

以下、外部送信規律の概要と、取るべき対応について概説 します。

#### 2. 利用者に関する情報の送信—Cookie を例に

外部送信規律は広く「情報送信指令通信」に対する規律ですが、ここでは利用者に関する情報を送信する仕組みの代表例である Cookie を挙げて説明します。

我々は Google Chrome、Safari といった Web ブラウザ (Web 閲覧ソフト)を用いてインターネット上の Web サイトを閲覧しますが、当該サイトを初めて訪問する際に、当該サイトをホスティングしている Web サーバーは、利用者の端末 (PC、スマホ等)に一定の情報を記録した小さなファイルを作成します。これが Cookie です。次回、利用者が同じサイトを訪問した際には、利用者の Web ブラウザが Web サーバーに対し、以前に作成した Cookie を送信することで、Web サーバー側は「以前のあのお客さんだ」と識別することができます。ショッピングサイトである商品をカートに入れ、決済する前に Web ブラウザを閉じてしまったが、もう一度サイトを開くとカートに選んだ商品が残っていた、という経験があるのではないでしょうか。これを実現するのが Cookie の機能です。

また、上記の例で、ショッピングサイトの Web サーバーから利用者に対して発行される Cookie を First Party Cookie といい、ショッピングサイトに掲載された広告を配信する別の Web サーバーから発行されるものを Third Party Cookie といいます。ごく簡略化すると、あるサイトで目にした広告がほかのサイトでも表示されるという現象は Third Party Cookie の働きによるものです。このように、Cookie は、利用者が何を閲覧し、何に関心を示したかを追跡(トラッキング)するのにも利用されます。

#### 3. 外部送信規律

#### (1) 規律を設ける必要性

SNS、ニュースサイト、検索等のインターネットを介した情報流通がますます活発になるなかで、Cookie をはじめとする仕組みにより、利用者に関する大量の情報が日々収集され、利用者が認識しないままに、外部に送信され、利用されるようになっています。Cookie 等で収集・送信される情報は、個人情報そのものではありませんが、利用者の趣味嗜好を分析するために使われ、利用者が目にする情報が知らない間に選別されることもあり得ます。利用者が安心して Web サイトやアプリケーションを利用し、自身に関する情報にコントロールを及ぼすためには、利用者に関する情報が外部に送信される場合に、そのことを利用者自身が確認できるようにする必要があります。

#### (2) 外部送信規律の概要

そこで、今回の改正では、外部送信規律として、電気通信 事業を営む者に対し、利用者の端末に利用者に関する情報の 外部送信を指示するプログラムを送る際には、あらかじめ、 送信される情報の内容等を通知・公表等することが義務付け られました。

#### (3) 対象となる事業者

電気通信事業法上、他人の通信を媒介し、または電気通信 回線設備を設置する場合には、「電気通信事業者」として、登 録・届出が必要になります。携帯電話回線を提供している事 業者や、インターネット回線を提供している事業者が典型例で す。

これに対し、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を、電気通信回線設備を設置することなく提供する場合(同法 164 条 1 項 3 号。「第三号事業者」と呼ばれます。)、電気通信事業を営む者にはあたりますが、登録・届出は不要です。

例としては、SNS やオンライン検索サービスなど、場を提供したり、情報提供をしたりはするものの、通信の媒介を行わない事業が挙げられます。なお、「営む」つまり「業」性が必要ですので、当該サービスを行うことで、利益を得ようとしている場合に限られます。

外部送信規律は、電気通信事業者のみならず、第三号事業 者もターゲットにしているため、これまであまり電気通信事業 法を意識してこなかった層にも影響があります。

同規律の対象となる第三号事業者の範囲は、同法 27 条の 12 により「内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る」こととされ、同法施行規則 22 条の 2 の 27 によれば、以下のとおりとされています。

- 1号 他人の通信を媒介するサービス (メールサービス、Web会議システム等)
- 2号 利用者のアップロードした情報を不特定の第三者が閲覧できるサービス

(動画共有サイト、SNS、マッチングサービス等)

- 3号 オンライン検索サービス (Google 検索、Bing 検索等)
- 4号 不特定の利用者に向けたオンライン情報提供サービス (ニュース配信サービス、乗り換え案内、地図サービス等)

かなり広い範囲のサービス運営者が外部送信規律の対象となることがおわかりいただけると思います。

他方、電気通信事業者にも、第三号事業者にも該当しない場合には、外部送信規律の適用がありません。例えば、小売業者が商品販売を行うために運営しているオンラインショッピングサイトや、銀行・証券会社が提供するネットバンキングなど、インターネット経由で顧客からの要求・注文に対応する場合は、自らの本来業務を遂行する手段として電気通信サービスを提供しているだけであるとして、電気通信事業には該当しないため、同規律の適用を受けません。企業等が自己の情報発信

のためにホームページを運営している場合や、個人がブログを発信している場合も同様です(「他人の需要に応ずるために提供」(同法2条4号)するものではないため、電気通信事業に該当しません。)。

#### (4) 対象となる行為

外部送信規律の対象となる行為は、情報送信指令通信、つまり、利用者の電気通信設備が有する情報送信機能を起動する指令を与える電気通信の送信です。具体例としては、前述の Cookie や、Google Analytics (アクセス解析サービス)などの Cookie を利用した情報収集モジュールを用いて、利用者の情報を外部に送信させる行為が挙げられます。

#### (5) 外部送信規律が要求する対応措置

外部送信規律の対象事業者は、①送信されることとなる利用者に関する情報の内容、②①の情報を取り扱うこととなる者の氏名または名称、③①の情報の利用目的の3項目を通知または公表(容易に知り得る状態に置くこと)しなければなりません。

通知する場合、以下のルールに従うことが求められています。

- ・日本語で記載する。
- ・専門用語は使わない。
- ・平易な表現を使う。
- ・拡大・縮小等の操作を行うことなく文字が適切な大きさ で表示されるようにする。
- ・前記3項目の事項を容易に確認できるようにする。
- ・前記3項目または前記3項目を記載した画面の場所に関する情報(リンク等)をポップアップ等により表示する。

公表する場合のルールは以下のとおりです。

- ・日本語で記載する。
- ・専門用語は使わない。
- ・平易な表現を使う。
- ・拡大・縮小等の操作を行うことなく文字が適切な大きさ で表示されるようにする。
- ・Web サイトの場合、外部送信のプログラムを送るページ またはそのページから容易に到達できるページ等において 前記 3 項目の事項を表示する。
- ・アプリの場合、最初に表示される画面、そこから容易に到 達できる画面等において、前記3項目を表示する。

例外として、以下の情報の外部送信については、通知また は公表は不要です。

- ①サービス提供にあたって必要な情報 (ユーザー認証に必要な情報、セキュリティ対策に必要な 情報等)
- ②サービス提供者が利用者に送信した識別符号 (First Party Cookie に保存された ID)
- ③利用者の同意を取得している情報
- ④以下の事項を利用者の容易に知り得る状態に置いたうえで、オプトアウト措置を講じていて、利用者がオプトアウト 措置の適用を求めていない情報
- ・オプトアウト措置を講じているという事実
- ・オプトアウト措置が情報の送信と利用のどちらを停止する ものか
- ・オプトアウト措置の申込みを受け付ける方法
- ・オプトアウト措置を適用した場合、サービス利用が制限される場合はその内容
- ・送信されることとなる利用者に関する情報の内容
- ・送信される情報を取り扱うこととなる者の氏名または名称
- ・送信される情報の利用目的

改正法の施行を目前にして、既に少なくない事業者が外部送信規律への対応を進めていますが、実務上の対応としては、Webサイトやアプリケーションに設けられているプライバシーポリシーに、外部送信規律に対応する事項を追記して通知・公表する例が多くみられるようです。

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。 また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、 個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または 現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電 話:06-6201-4456 (大阪)03-6272-6847 (東京)

メール: newsletter@dojima.gr.jp

WEB: www.dojima.gr.jp